

越谷市告示第 **128** 号

越谷市公契約条例（平成28年条例第51号）第6条第1項の規定により令和6年度労働報酬下限額を定めたので、同条第4項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和6年3月 **26** 日

越谷市長 福 田 晃

別紙

工事の請負の契約（越谷市公契約条例第6条第1項第1号に規定する対象請負契約）に係る労働報酬下限額

〔単位：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,004	27	普通船員	3,308
2	普通作業員	2,734	28	潜水士	5,142
3	軽作業員	1,902	29	潜水連絡員	3,870
4	造園工	2,779	30	潜水送気員	3,780
5	法面工	3,364	31	山林砂防工	3,443
6	とび工	3,420	32	軌道工	6,267
7	石工	3,465	33	型わく工	3,353
8	ブロック工	3,274	34	大工	3,229
9	電工	3,060	35	左官	3,353
10	鉄筋工	3,398	36	配管工	2,903
11	鉄骨工	3,060	37	はつり工	3,207
12	塗装工	3,465	38	防水工	3,702
13	溶接工	3,555	39	板金工	3,623
14	運転手（特殊）	3,297	40	タイル工	2,952
15	運転手（一般）	2,835	41	サッシ工	3,387
16	潜かん工	3,927	42	屋根ふき工	3,120
17	潜かん世話役	4,669	43	内装工	3,544
18	さく岩工	3,994	44	ガラス工	3,353
19	トンネル特殊工	3,927	45	建具工	3,015
20	トンネル作業員	3,297	46	ダクト工	3,027
21	トンネル世話役	4,343	47	保温工	2,937
22	橋りょう特殊工	3,792	48	建築ブロック工	3,059
23	橋りょう塗装工	3,769	49	設備機械工	2,970
24	橋りょう世話役	4,264	50	交通誘導警備員A	1,992
25	土木一般世話役	3,308	51	交通誘導警備員B	1,789
26	高級船員	4,095			

※ 受注者又は受注関係者との合意の下で見習いとして従事する労働者等（未経験かつ入社期間3か月以内の労働者等をいう。）の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1,522円とする。